

# 6月は「動物の正しい飼い方推進月間」です

次のことに注意して、動物を適切に飼いましょう。



- 飼っている動物の世話の方法やかかりやすい病気、周囲に迷惑をかけずに、その動物の習性に合った飼い方ができているかどうかを再確認しましょう。
- 動物からうつる感染症を予防するため、過剰なふれあいは控え、動物にさわった後は必ず手を洗いましょう。
- 動物には、迷子札やマイクロチップをつけるなどして、災害時等に放れてしまっても、飼い主が分かるようにしましょう。犬については、首輪等に狂犬病予防注射済票をつけることが、狂犬病予防法で義務付けられています。

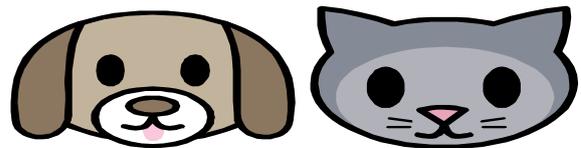
※令和4（2022）年6月1日から販売業者に対して、犬及び猫へのマイクロチップの装着が義務化されました。

一般の飼い主による愛犬及び愛猫への装着は努力義務です。

- 犬の放し飼いは禁止されています。散歩は犬を制止できる人が短い引き綱で行いましょう。また、しつけや訓練をして、人に危害を加えたり、鳴き声などで近隣に迷惑をかけたりすることのないようにしましょう。
- 猫は屋内で飼いましょう。糞尿や鳴き声等による被害を防止でき、また、感染症や交通事故等の危険から猫を守ることができます。
- 飼っている動物のふん尿は、飼い主が責任を持って処理しましょう。
- 91日齢以上の犬猫を合わせて10頭以上飼う場合、保健所への届出が必要です。
- 適正に飼うことができない子犬・子猫を増やさないために、不妊去勢措置をしましょう。

## 犬・猫の飼い方のマナー

- 1 犬・猫のふんは必ず持ち帰りましょう
- 2 犬の放し飼いは禁止です
- 3 犬をきちんと躰けましょう
- 4 飼育場所を清潔にしましょう
- 5 犬・猫を捨てないでください
- 6 犬の飼い主がわかるように市役所で登録手続きをしましょう



## ～猫の飼い方の注意点～

※猫を飼うにあたりご近所さんとのトラブルを防ぐには・・・

飼い主が気づかないうちに、ご近所さんから、「近くの猫が庭先（田や畑）や車庫などに入り込んで来て、フンやオシッコをしていくので困っている」など、市役所に苦情が寄せられています。飼い主は、隣近所に心配りをしながら、愛猫の快適な環境をつくってあげましょう。

◎できるだけ室内に入れて飼いましょう。ケガ・病気などの事故防止につながります。

◎猫はきれい好きです。常にトイレを清潔に保ちましょう。

## 【地球環境分野】コラム1

～感染症に注意しましょう～

地球温暖化による危機の一つに「蚊が媒介する感染症」のまん延が挙げられ、蚊の活動長期化・生息域拡大が着実に進行し、デング熱等の感染症拡大が心配されています。

このような影響を及ぼす地球温暖化を進行させないように、一人ひとりが実践できる身近な省エネ・再エネに取り組んでいきましょう。

(例：節電・節水・徒歩や自転車移動 など)



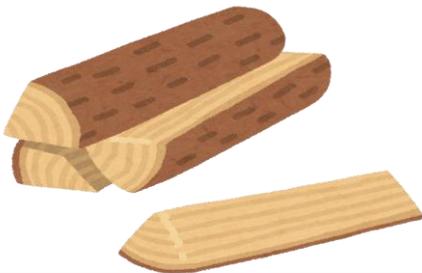
図はイメージです。  
※デング熱の国内感染を  
広めたヒトスジシマカ

## 【生活環境分野】コラム2

～より良い生活環境を目指して～

市役所環境課には、犬猫のふん尿、草木の越境、野焼き（中には近所のBBQの煙）など、身近な生活に関係する多くの声が寄せられています。

困っている方もいますので、健康・快適な環境を維持するため、ご近所への配慮を心掛け、みんなが暮らしやすい環境を作っていきましょう。



図はイメージです。  
※薪ストーブの使用は違法ではありませんが、煙やにおいに敏感な方もいますので、  
「ご近所への配慮を忘れずに」